

戸籍附票システム標準仕様書 【第1.0版】（案） 全国意見照会結果について

令和 4 年 8 月30日

目次

1. 全国意見照会を踏まえた主な見直し
2. その他主なご意見と対応
3. 全国意見照会後に追加で発生した主な修正事項
 - 1－1. 住民記録システムとの連携
4. 他システムとの横並び調整
5. 継続検討事項

1. 全国意見照会を踏まえた主な見直し

- 戸籍附票システム標準仕様書における個別論点に係る修正点等について下記に示します。

#	主なご意見	修正のポイント	改定案
1	住所履歴に明らかな誤りが含まれる場合があるため、修正方法について明示してほしい。	住所履歴に対する記載・削除・修正を不可とする旨の追加 修正方法について補記 備考欄における必須表示に関する記載を追加 - 住所履歴における誤記や記載漏れ等について履歴を修正することは過去の公証事項を変更することに当たるため、削除となった者又は戸籍の附票の除票に対する対応と同様、誤記である旨及び誤記修正後の記載等について備考欄に記載する旨等を追加する。 - また、備考欄に記載されている場合においては、証明書出力時に必ず備考欄に記載されることとする。	1.1.1. 戸籍の附票データの管理 【実装不可機能】 削除となった者における項目の記載・削除・修正ができること。 <u>最新の住所を除く住所の履歴の記載・削除・修正ができること。</u> 【考え方・理由】 <u>最新の住所を除く住所の履歴については、誤記や記載漏れ等が想定されるが、履歴を修正することは過去の公証事項を修正することに当たるため、削除となった者及び戸籍の附票の除票に対する対応と同様、誤記である旨及び誤記修正後の記載等について備考欄に記載されることとし、記載・削除・修正は実装不可機能とした。</u> 1.1.11. 備考 【実装必須機能】 <u>最新の住所を除く住所の履歴に誤記や記載漏れ等が判明した場合、備考欄に誤記である旨及び誤記修正後の記載等を入力し、証明書に出力すること。</u> 20.0.6 備考欄（その他）の記載 【実装必須機能】 <u>また、最新の住所を除く住所の履歴に誤記や記載漏れ等が判明した場合、誤記である旨及び誤記修正後の記載等について、必ず備考欄に記載すること。</u>

1. 全国意見照会を踏まえた主な見直し

- 戸籍附票システム標準仕様書における個別論点に係る修正点等について下記に示します。

#	主なご意見	修正のポイント	改定案
2	- 住基ネット上の本人確認情報検索で住所が特定できなくても、住民票コード付番前に職権消除された等の記載が附票になされていれば、空欄とせず、その記載を残すべき。 - 法定記載事項ではないが、運用上必要とされる日付については、証明書に必ず表示するべきです。本来は備考に記載するのではなく住所を定めた日の右隣に表示すべきと考えますが、法定ではない事項は一律備考欄とするのであれば必ず表示するべき。	住所不明者となった際の異動履歴を必ず表示する旨を追記 住所不明者については空欄を許容し、住基ネットの本人確認情報の検索等の手段を用いても住所を特定できない場合に住所不明者とするのが適切としているが、住所及び住所の履歴の記載のみでは状況を把握することが困難であり、記載漏れ等の誤解を招く恐れがあることから、備考欄に住所が削除された際の異動履歴を必ず記載することとし、特別な請求又は必要である旨の申出が無くとも証明書に出力することとする。	1.1.11. 備考 【実装必須機能】 (前略) <u>戸籍の附票上の住所が消除され、空欄になった者については、そのことに係る異動履歴を証明書に出力すること。</u> 【考え方・理由】 (前略) <u>住所不明者については、最新の住所が空欄又は住基ネットの本人確認情報の検索等の手段を用いても住所を特定できない場合に「住所不明者」とされることを想定しているが、住所及び住所の履歴の記載だけでは状況の把握が難しく、記載漏れ等の誤解を招く恐れがあることから、住所が消除された際の異動履歴を備考欄に記載するものとする。</u> 20.0.43. 備考欄（異動履歴）の記載 【実装必須機能】 (前略) <u>戸籍の附票上の住所が消除され、空欄になった者については、そのことに係る異動履歴を必ず記載すること。</u> 【考え方・理由】 (前略) <u>住所不明者については、最新の住所が空欄又は住基ネットの本人確認情報の検索等の手段を用いても住所を特定できない場合に「住所不明者」とされることを想定しているが、住所及び住所の履歴の記載だけでは状況の把握が難しく、記載漏れ等の誤解を招く恐れがあることから、住所が消除された際の異動履歴を備考欄に記載するものとする。</u>

1. 全国意見照会を踏まえた主な見直し

- 戸籍附票システム標準仕様書における個別論点に係る修正点等について下記に示します。

#	主なご意見	修正のポイント	改定案
3	過去の本籍を用いた申請を受理することもあるため、本籍についても、過去の履歴も含めて横断的に検索できる機能を追加してほしい。	本籍に対する横断検索機能の追加 ご意見を踏まえて機能を追加する。	2.1.3. 基本検索 【実装必須機能】 異動履歴の検索においては、氏名、及び住所、<u>本籍及び</u>住民票コードについては過去履歴を含めて検索し、対象者を特定できること。

1. 全国意見照会を踏まえた主な見直し

■ 戸籍附票システム標準仕様書における個別論点に係る修正点等について下記に示します。

#	主なご意見	修正のポイント	改定案															
4	- 転入と婚姻が同時にされた場合、誤った宛先に附票記載事項通知が送付されてくる場合があるため、アラート機能を追加してほしい。 - 附票記載事項通知の旧住所情報と附票の最終住所情報が一致しない場合があるため、アラート機能を追加してほしい。	アラート機能を追加 ご意見を踏まえて機能を追加する。	11.1. エラー・アラート項目 ○アラート項目 <table><tr><th>番号</th><th>アラート項目</th><th>(参考) 表示メッセージ例 ※本仕様書では規定しないが参考までに一例を示す</th></tr><tr><td>22</td><td>戸籍の附票記載事項通知を受けて入力しようとした者の戸籍の表示（本籍・筆頭者）が戸籍の附票に記載されている戸籍の表示（本籍・筆頭者）と異なる場合</td><td>戸籍の附票記載事項通知を受けて入力しようとした者の戸籍の表示（本籍・筆頭者）が異なります。 <u>確認してください。</u></td></tr><tr><td>23</td><td>戸籍の附票記載事項通知を受けて入力しようとした者の旧住所情報と戸籍の附票に記載されている最新住所情報が異なる場合</td><td>戸籍の附票記載事項通知を受けて入力しようとした者の旧住所情報と戸籍の附票の最新住所情報が異なります。<u>確認してください。</u></td></tr></table> 【考え方・理由】 <table><tr><th>番号</th><th>アラート項目</th></tr><tr><td>22</td><td>転入と婚姻を同時に行った場合等において、届出受理後の処理のタイミングによっては送信すべきでない自治体に通知する場合が想定され、その場合においては確認等が必要となるが、戸籍の表示（本籍・筆頭者）の軽微な違い（ハイフン、長音符の差等）も想定されるためアラートとしている。</td></tr><tr><td>23</td><td>戸籍の附票記載事項通知の旧住所情報と戸籍の附票の最終住所情報は基本的に一致するものであり、異なる場合には確認等が必要となるが、住所の軽易な違い（ハイフン、長音符の差等）も想定されるためアラートとしている。</td></tr></table>	番号	アラート項目	(参考) 表示メッセージ例 ※本仕様書では規定しないが参考までに一例を示す	22	戸籍の附票記載事項通知を受けて入力しようとした者の戸籍の表示（本籍・筆頭者）が戸籍の附票に記載されている戸籍の表示（本籍・筆頭者）と異なる場合	戸籍の附票記載事項通知を受けて入力しようとした者の戸籍の表示（本籍・筆頭者）が異なります。 <u>確認してください。</u>	23	戸籍の附票記載事項通知を受けて入力しようとした者の旧住所情報と戸籍の附票に記載されている最新住所情報が異なる場合	戸籍の附票記載事項通知を受けて入力しようとした者の旧住所情報と戸籍の附票の最新住所情報が異なります。 <u>確認してください。</u>	番号	アラート項目	22	転入と婚姻を同時に行った場合等において、届出受理後の処理のタイミングによっては送信すべきでない自治体に通知する場合が想定され、その場合においては確認等が必要となるが、戸籍の表示（本籍・筆頭者）の軽微な違い（ハイフン、長音符の差等）も想定されるためアラートとしている。	23	戸籍の附票記載事項通知の旧住所情報と戸籍の附票の最終住所情報は基本的に一致するものであり、異なる場合には確認等が必要となるが、住所の軽易な違い（ハイフン、長音符の差等）も想定されるためアラートとしている。
番号	アラート項目	(参考) 表示メッセージ例 ※本仕様書では規定しないが参考までに一例を示す																
22	戸籍の附票記載事項通知を受けて入力しようとした者の戸籍の表示（本籍・筆頭者）が戸籍の附票に記載されている戸籍の表示（本籍・筆頭者）と異なる場合	戸籍の附票記載事項通知を受けて入力しようとした者の戸籍の表示（本籍・筆頭者）が異なります。 <u>確認してください。</u>																
23	戸籍の附票記載事項通知を受けて入力しようとした者の旧住所情報と戸籍の附票に記載されている最新住所情報が異なる場合	戸籍の附票記載事項通知を受けて入力しようとした者の旧住所情報と戸籍の附票の最新住所情報が異なります。 <u>確認してください。</u>																
番号	アラート項目																	
22	転入と婚姻を同時に行った場合等において、届出受理後の処理のタイミングによっては送信すべきでない自治体に通知する場合が想定され、その場合においては確認等が必要となるが、戸籍の表示（本籍・筆頭者）の軽微な違い（ハイフン、長音符の差等）も想定されるためアラートとしている。																	
23	戸籍の附票記載事項通知の旧住所情報と戸籍の附票の最終住所情報は基本的に一致するものであり、異なる場合には確認等が必要となるが、住所の軽易な違い（ハイフン、長音符の差等）も想定されるためアラートとしている。																	

1. 全国意見照会を踏まえた主な見直し

■ 戸籍附票システム標準仕様書における個別論点に係る修正点等について下記に示します。

#	主なご意見	修正のポイント	改定案																																
5	- 編製年月日・改製年月日が備考欄に記載されることで、一見していつからの附票なのかが判別がしづらい。 - 編製年月日・改製年月日は省略しない事項と記載されていることもあり、備考欄である必要性はないと考える。	備考欄における記載順の変更 編製年月日や改製記載年月日等、その戸籍の附票が証明している期間を示す項目は法定事項でないため備考欄への記載となるが、これらの項目は証明書の性質を示す項目であることから、わかりやすさの観点から備考欄においても最上部に記載することとする。	第4章 様式・帳票要件全般 - 帳票レイアウト例を以下のとおり変更する。 <table><tr><td colspan="2">全 部 証 明</td></tr><tr><td>本 籍</td><td>東京都千代田区霞が関二丁目1番</td></tr><tr><td>氏 名</td><td>齊藤 太郎</td></tr><tr><td>附 票 に 記 載 さ れ て い る 者</td><td>氏名] 齊藤 太郎</td></tr><tr><td></td><td>[生 年 月 日] 昭和40年5月10日 [性 別] 男</td></tr><tr><td></td><td>住民票コード] 1234 5678 901</td></tr><tr><td></td><td>[在外選挙人名簿登録市町村名] 東京都千代田区</td></tr><tr><td></td><td>国 外 転 出 先] アメリカ合衆国</td></tr><tr><td></td><td>転 出 予 定 日] 平成28年5月6日</td></tr></table> <table><tr><td>附 票 に 記 載 さ れ て い る 者</td><td>氏名] 齊藤 太一</td></tr><tr><td></td><td>[生 年 月 日] 平成6年12月6日 [性 別] 男</td></tr><tr><td></td><td>住民票コード] 1234 5678 904</td></tr><tr><td></td><td>[住 所] 東京都千代田区永田町一丁目1番39号</td></tr><tr><td></td><td>[住 定 日] 平成15年4月6日</td></tr><tr><td></td><td>[住 所] 東京都千代田区霞が関二丁目1番1号一ツツビル霞が関203</td></tr><tr><td></td><td>[住 定 日] 平成29年9月10日</td></tr></table> 備考] ■編製年月日・平成29年6月20日 ■異動履歴 氏名・齊藤 太郎 平成28年5月6日異動（その他職権記載等）平成28年5月6日職権 異動項目・在外選挙人名簿登録市町村 異動前・登録なし 異動後・東京都千代田区 ■修正ポイント 備考欄の最上部に編製年月日等戸籍の附票の性質を表す項目を記載 - 記載順に合わせて機能番号を変更する。 20.0.53 備考欄（編製年月日等）の記載 20.0.34 備考欄（異動履歴）の記載 20.0.45 備考欄（異動履歴）の記載の修正	全 部 証 明		本 籍	東京都千代田区霞が関二丁目1番	氏 名	齊藤 太郎	附 票 に 記 載 さ れ て い る 者	氏名] 齊藤 太郎		[生 年 月 日] 昭和40年5月10日 [性 別] 男		住民票コード] 1234 5678 901		[在外選挙人名簿登録市町村名] 東京都千代田区		国 外 転 出 先] アメリカ合衆国		転 出 予 定 日] 平成28年5月6日	附 票 に 記 載 さ れ て い る 者	氏名] 齊藤 太一		[生 年 月 日] 平成6年12月6日 [性 別] 男		住民票コード] 1234 5678 904		[住 所] 東京都千代田区永田町一丁目1番39号		[住 定 日] 平成15年4月6日		[住 所] 東京都千代田区霞が関二丁目1番1号一ツツビル霞が関203		[住 定 日] 平成29年9月10日
全 部 証 明																																			
本 籍	東京都千代田区霞が関二丁目1番																																		
氏 名	齊藤 太郎																																		
附 票 に 記 載 さ れ て い る 者	氏名] 齊藤 太郎																																		
	[生 年 月 日] 昭和40年5月10日 [性 別] 男																																		
	住民票コード] 1234 5678 901																																		
	[在外選挙人名簿登録市町村名] 東京都千代田区																																		
	国 外 転 出 先] アメリカ合衆国																																		
	転 出 予 定 日] 平成28年5月6日																																		
附 票 に 記 載 さ れ て い る 者	氏名] 齊藤 太一																																		
	[生 年 月 日] 平成6年12月6日 [性 別] 男																																		
	住民票コード] 1234 5678 904																																		
	[住 所] 東京都千代田区永田町一丁目1番39号																																		
	[住 定 日] 平成15年4月6日																																		
	[住 所] 東京都千代田区霞が関二丁目1番1号一ツツビル霞が関203																																		
	[住 定 日] 平成29年9月10日																																		

1. 全国意見照会を踏まえた主な見直し

■ 戸籍附票システム標準仕様書における個別論点に係る修正点等について下記に示します。

#	主なご意見	修正のポイント	改定案
6	- 備考に住所の異動履歴を載せることは、二重で表示させることとなり、紙の使用枚数が増え、ペーパレスにならない。また、同じ内容が書かれていることで、住民が混乱し、サービスの低下につながる。 - 異動前異動後の記載が必要となる旨示されているが、住所については附票の前後関係により確認できる事項である。	異動前住所・異動後住所の表示の見直し 備考欄における異動前住所・異動後住所については、法定事項として記載されている住所の履歴と同じ内容であるため、省略する。ただし、デフォルトでは表示しないこととなっている誤記修正の異動履歴を表示させる場合においては、異動前後の住所を法定事項として記載されている住所項目内で把握することが困難であるため、備考欄において誤記修正前後の住所を記載することとする。	20.0.43. 備考欄（異動履歴）の記載 【実装必須機能】 （前略）※ 異動項目が住所である場合には、異動前データ及び異動後データの記載を省略する。異動事由が「誤記修正」である異動履歴について、デフォルトとして記載しない扱い（消除となった者及び戸籍の附票の除票の場合を除く。）であるが、特別の請求又は必要である旨の申出に基づき市区町村長の判断で表示することとなった場合においては、異動前データ及び異動後データを記載する。 【考え方・理由】 （前略）住所については、過去の履歴を含めて戸籍の附票記載事項として記載されているものであり、異動履歴として異動前住所及び異動後住所を記載することは二重記載であるという意見が全国照会で寄せられた。このことを踏まえ、住所の異動履歴においては異動前住所及び異動後住所の記載を省略することとする。ただし、異動事由が誤記修正である異動については、戸籍の附票記載事項として履歴が残らない形で修正がされるものであり、住所の履歴から誤記修正前後の住所を認識できないため、異動前住所及び異動後住所を記載することとする。 ■異動履歴 氏名 斉藤 太郎 平成 28年 5月 6日異動（その他職権記載等）平成 28年 5月 6日職権） 異動項目 :在外選挙人名簿登録市町村 異動前 :登録なし 異動後 :東京都千代田区 平成 28年 5月 6日異動（転出）平成 28年 5月 4日職権） 異動項目 :住所 平成 18年 11月 20日異動（戸籍届出等による修正）平成 18年 11月 20日職権） 異動項目 :氏名 異動前 :齋藤 太郎 異動後 :斉藤 太郎 ■修正ポイント 異動項目が「住所」である異動履歴においては、異動前・異動後情報を記載しない。

20.0.43. 備考欄（異動履歴）の記載

【実装必須機能】

（前略）※ 異動項目が住所である場合には、異動前データ及び異動後データの記載を省略する。異動事由が「誤記修正」である異動履歴について、デフォルトとして記載しない扱い（削除となった者及び戸籍の附票の除票の場合を除く。）であるが、特別の請求又は必要である旨の申出に基づき市区町村長の判断で表示することとなった場合においては、異動前データ及び異動後データを記載する。

【考え方・理由】

（前略）住所については、過去の履歴を含めて戸籍の附票記載事項として記載されているものであり、異動履歴として異動前住所及び異動後住所を記載することは二重記載であるという意見が全国照会で寄せられた。このことを踏まえ、住所の異動履歴においては異動前住所及び異動後住所の記載を省略することとする。ただし、異動事由が誤記修正である異動については、戸籍の附票記載事項として履歴が残らない形で修正がされるものであり、住所の履歴から誤記修正前後の住所を認識できないため、異動前住所及び異動後住所を記載することとする。

■ 異動履歴

氏名 斉藤 太郎

平成 28年 5月 6日異動（その他職権記載等）平成 28年 5月 6日職権）

異動項目 在外選挙人名簿登録市町村

異動前 登録なし

異動後 東京都千代田区

平成 28年 5月 6日異動（転出）平成 28年 5月 4日職権）

異動項目 住所

平成 18年 11月 20日異動（戸籍届出等による修正）平成 18年 11月 20日職権）

異動項目 氏名

異動前 斎藤 太郎

異動後 斉藤 太郎

■ 修正ポイント

異動項目が「住所」である異動履歴においては、異動前・異動後情報を記載しない。

1. 全国意見照会を踏まえた主な見直し

■ 戸籍附票システム標準仕様書における個別論点に係る修正点等について下記に示します。

#	主なご意見	修正のポイント	改定案																		
7	「国外転出者である旨」を「移住先」という用語で置き換えているが、馴染まない表現であり、記載を改めてほしい。 - 法律用語以外の用語を使用するのであれば、分かりやすい表記すべき。	「移住先」を「国外転出先」に変更 ご意見を踏まえて用語を変更する。	20.1.1. 戸籍の附票の写し 【考え方・理由】 （前略） ○用語について 項目については基本的には法令の用語を踏襲することとするが、以下の項目については、法律上の用語以外の用語を使用することとする。 <table><tr><th>使用する用語</th><th>法律上の用語</th><th>法律上の用語を使用しない理由</th></tr><tr><td>性別</td><td>男女の別</td><td>「性別」の方が一般的で、住民記録システム標準仕様書の住民票等の帳票でも使用されているため。</td></tr><tr><td>生年月日</td><td>出生の年月日</td><td>「生年月日」の方が一般的で、住民記録システム標準仕様書の住民票等の帳票でも使用されているため。</td></tr><tr><td>住定日</td><td>住所を定めた年月日</td><td>現状交付されている戸籍の附票の写しにおいて、一般的に使用されているため。</td></tr><tr><td>国外転出移住先</td><td>国外転出者である旨</td><td>現状交付されている戸籍の附票の写しにおいて、国外転出である旨として国外転出移住先が記載されているため。</td></tr><tr><td>転出予定日</td><td>転出予定年月日</td><td>転出予定年月日を項目名とした場合には他項目と比較して項目名が長くなり、システム上の実装難易度が高まるため。</td></tr></table> ※上記に加え、その他の箇所においても「移住先」を「国外転出先」に置換	使用する用語	法律上の用語	法律上の用語を使用しない理由	性別	男女の別	「性別」の方が一般的で、住民記録システム標準仕様書の住民票等の帳票でも使用されているため。	生年月日	出生の年月日	「生年月日」の方が一般的で、住民記録システム標準仕様書の住民票等の帳票でも使用されているため。	住定日	住所を定めた年月日	現状交付されている戸籍の附票の写しにおいて、一般的に使用されているため。	国外転出移住先	国外転出者である旨	現状交付されている戸籍の附票の写しにおいて、国外転出である旨として国外転出移住先が記載されているため。	転出予定日	転出予定年月日	転出予定年月日を項目名とした場合には他項目と比較して項目名が長くなり、システム上の実装難易度が高まるため。
使用する用語	法律上の用語	法律上の用語を使用しない理由																			
性別	男女の別	「性別」の方が一般的で、住民記録システム標準仕様書の住民票等の帳票でも使用されているため。																			
生年月日	出生の年月日	「生年月日」の方が一般的で、住民記録システム標準仕様書の住民票等の帳票でも使用されているため。																			
住定日	住所を定めた年月日	現状交付されている戸籍の附票の写しにおいて、一般的に使用されているため。																			
国外転出移住先	国外転出者である旨	現状交付されている戸籍の附票の写しにおいて、国外転出である旨として国外転出移住先が記載されているため。																			
転出予定日	転出予定年月日	転出予定年月日を項目名とした場合には他項目と比較して項目名が長くなり、システム上の実装難易度が高まるため。																			

2. その他主なご意見と対応

■ 戸籍の附票データ関連（1 / 1）

章	項番	意見			対応	
		修正前	修正後	理由	分類	対応方針
第3章 機能要件	1.1.1 戸籍の附票データの管理	実装しない機能として、「削除となった者における項目の記載・削除・修正ができること。」とある。	左記について、実装しない機能から削除することを求める。	証明書の公証性に鑑み、記載事項については直接修正すべきと考える。	対応なし	デジタル手続法による改正後の法により、住民票の除票と同様、戸籍の附票の除票が公証基盤として法令上明確に位置づけられたことにより、戸籍の附票の除票となった時点の情報を確実に記録しておくことが必要であるため。
		「住民票コードに代わる符号を設定し、記載すること。」と記載がある。	「住民票コードに代わる符号については、戸籍の附票の写しには記載しない。」と追記する。	住民票コードとは異なる符号が戸籍の附票の写しに記載されることはないということを明確にするため。	軽微修正	「個人番号未付番者については、戸籍の附票に住民票コードが記載されないところ（デジタル手続法附則第4条第3項）、CSとの連携のため、住民票コードに代わる符号を設定し、管理すること。」に変更。
	1.1.5 空欄	p.27【考え方・理由】に「出生届において氏名が未定」と記載がある。	「氏名」を「名」に修正する。	出生届の子の氏名欄が空欄の場合、「名未定」としての届出となるため、氏が空欄となることはない。（大正3年12月9日付民第1684号法務局長回答）	軽微修正	修正後案のとおり、考え方・理由を修正する。なお、氏名については、出生届において名が未定である際に空欄となる場合があることから、引き続き空欄を許容する。

2. その他主なご意見と対応

■ 検索・照会・抑止及び抑止設定関連（1 / 1）

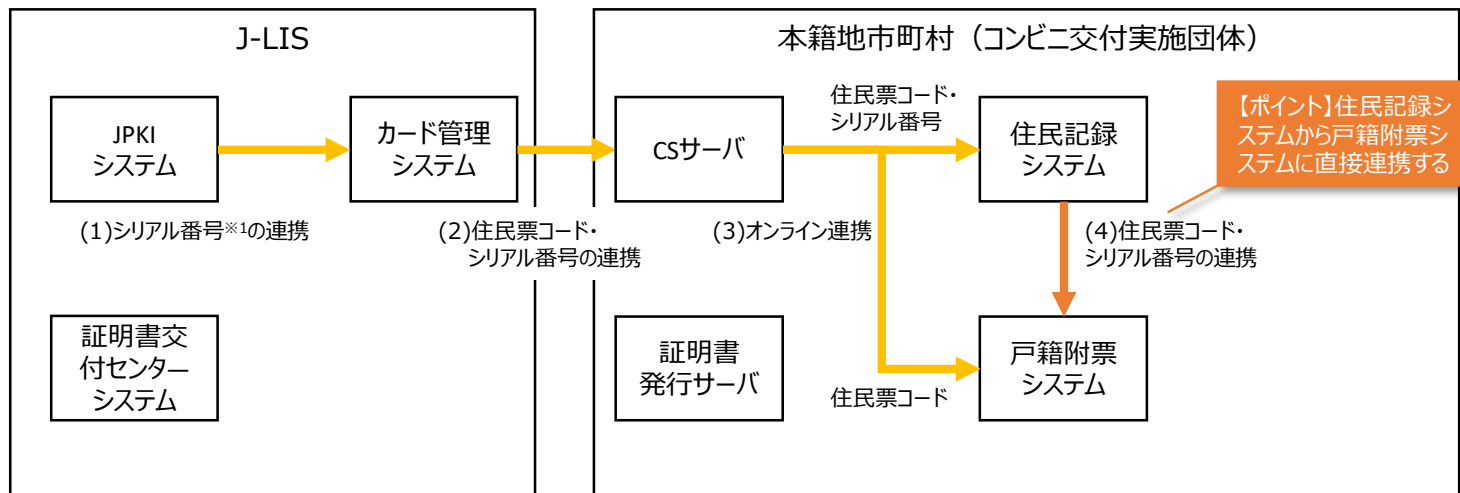
章	項番	意見			対応	
		修正前	修正後	理由	分類	対応方針
第3章 機能要件	3.1 異動・発行・照会抑止	抑止事由（支援措置、外字作成中、戸籍異動中等）を選択できること。	抑止事由について、「等」とせず標準の事由を特定規定すべきと考えます。	ベンダが変更となる場合、抑止情報を適切に移行するために、標準の事由を規定して頂きたいと考えます。	対応なし	基本データリストにて整理されているため。 ＜規定項目＞ 支援措置、外字作成中、戸籍異動中 ※その他の項目は自治体任意で規定する。
		「アラートを表示する機能」について。	該当者の画面を参照するだけでなく、支援終了が近い対象者を抽出する機能を設けて欲しい。	該当者の画面を参照した際にしかアラートがでないのであれば、延長漏れを防ぐことができないと考えるため、抽出する機能を設けてほしい。	対応なし	9.2 抑止対象者において、抑止対象者一覧を出力することができることとしているため。
	7.1.1 CSへの自動送信	・送信した附票本人確認情報、住民票コード照会情報、戸籍照合通知情報、本籍転属通知情報の再送信、再送信の際は異動事由を変更して送信できること	・送信した附票本人確認情報、住民票コード照会情報、戸籍照合通知情報、本籍転属通知情報の再送信ができること	本籍転属通知情報以外は異動事由(事件コード)の項目がない。また、本籍転属通知は異動事由(事件コード)に「転籍」等の情報が入っているため、再送信時に変更するべきではないと考える。それとも事件コードの他に、異動事由を追加する予定か。再送であることの表示は必要。	仕様書修正	以下に修文する。 「送信した附票本人確認情報、住民票コード照会情報、戸籍照合通知情報、本籍転属通知情報の再送信ができること及び、再送信の際は異動事由を変更して送信できること」
	10.2 アクセスログ管理	①操作ログ ア. 取得対象： (h)画面ハードコピー	取得対象より、「(h)画面ハードコピー」を削除する。	(h)画面ハードコピーは、全ての操作の画面ハードコピーをログとして自動取得するということを想定しているのか。 それは、システム上はデータ容量的にも大容量のデータを長期間残すことになり、好ましくないと考える。	対応なし	戸籍附票システムの機能としてハードコピーを実施した操作ログを管理することを示しているため。

3. 全国意見照会後に追加で発生した主な修正事項

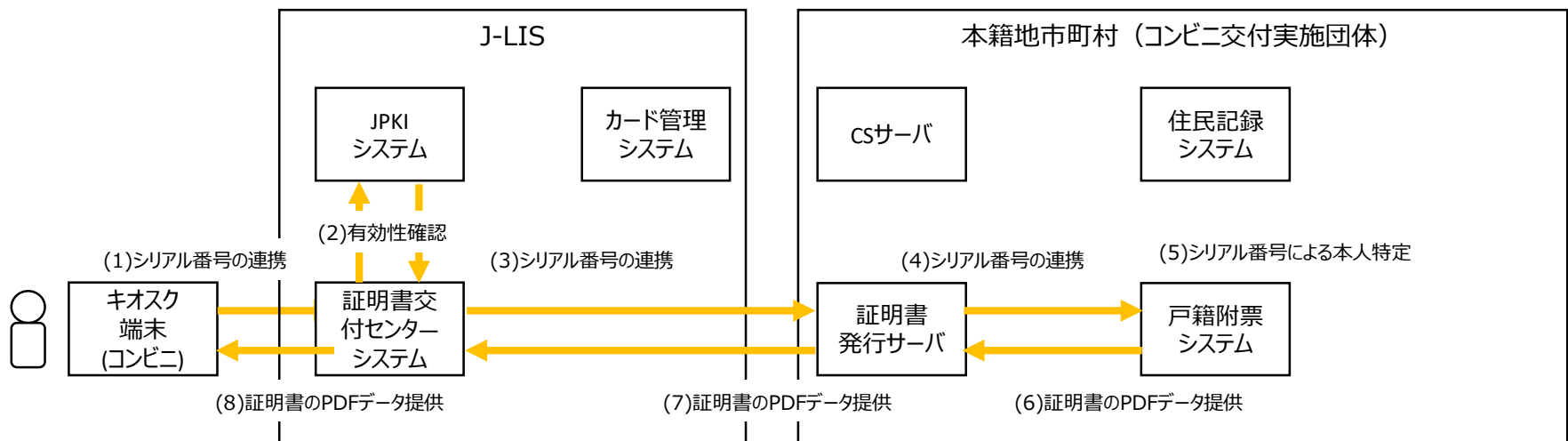
1 - 1. 住民記録システムとの連携 | コンビニ交付の全体フロー

- 本籍地と住所地が同一の者に対するコンビニ交付に対応する際、住民記録システムから戸籍附票システムにコンビニ交付に対応するために必要な情報を連携している場合もあることから、コンビニ交付に必要な情報を住民記録システムから直接受信できることとした。
- コンビニ交付における戸籍附票システムと住民記録システムの連携フローは以下を想定しています。

利用者シリアル登録時



証明書発行時



※1 本資料においては、「カード用利用者証明用電子証明書シリアル番号」を指す

3. 全国意見照会後に追加で発生した主な修正事項

1-1. 住民記録システムとの連携 | 仕様書修正内容

凡例
青字下線：追加
赤字取消線：削除

- 住民記録システムから戸籍附票システムにコンビニ交付に必要な情報を連携する場合及び戸籍の附票に記載されている者について戸籍の附票部局において支援措置の申出を受けた場合の住民記録システムへの連携を実現するため、戸籍附票システム標準仕様書の機能要件を下記のとおり修正します。

#	修正のポイント	改定案
1	実装不可機能から、コンビニ交付及び支援措置に対応する場合を例外とする旨を追記 - 本籍地と住所地が同一の場合において住民記録システムと直接連携することを実装不可としていたが、コンビニ交付に必要な場合の連携は例外とした。 - また、3.2支援措置において、戸籍の附票に記載されている者について戸籍の附票部局において支援措置の申出を受けた際、住所地と本籍地が同一市区町村である場合は、支援措置情報を戸籍附票システムから住民記録システムへ連携できることとするため、本機能を当該箇所にも追記することとした。 - 連携の詳細については、庁内データ連携機能及び別紙の連携要件一覧に規定する。	7.2.1. 他の標準準拠システム等への連携 【実装必須機能】 デジタル庁が規定する庁内データ連携機能（共通機能標準仕様書において規定する庁内データ連携機能を用いる。以下同じ。）及び別紙の連携要件一覧に従うこと。 【実装不可機能】 <u>戸籍附票システムにおけるコンビニ交付に対応する場合及び3.2支援措置における連携を除き</u>、本籍地と住所地が同一の市区町村の者管内住所人の異動時において、住所情報や住民票コードの情報を住民記録システムから直接受信できること。 【考え方・理由】 （前略） 住民記録システムが戸籍附票システムと直接連携している市区町村と、CSを介して戸籍附票システムと連携している市区町村があるが、デジタル手法第10号施行日以降は、戸籍附票システムはCSからデータを受信することができる機能（4.1.3、7.1.1参照）があれば十分なので、住所情報及び住民票コードが住民記録システムから直接戸籍附票システムに連携されることのできる機能は実装不可とする。 <u>ただし、戸籍附票システムにおいて、本籍地と住所地が同一の者に対するコンビニ交付に対応するために住民記録システムから戸籍附票システムにコンビニ交付に必要な情報を連携する場合及び戸籍の附票に記載されている者について戸籍の附票部局において支援措置の申出を受けた場合は、実装不可機能から除くこととした（庁内データ連携機能及び別紙の連携要件一覧にも当該連携について規定している。）。</u>

4. 他システムとの横並び調整

- 住民記録システム及び印鑑登録システムの標準仕様書修正に伴い、戸籍附票システム標準仕様書において修正等が必要と想定される主な項目について、下記に示します。

住民記録システムに準じて修正予定の項目

第3章 機能要件

1.1.6. 年月日の管理

→不詳日入力一覧の追加（住基#621）

3.1. 異動・発行・照会抑止

→15歳未満及び成年被後見人に対する抑止設定機能の追加（住基#422）

10.3. 操作権限管理

→考え方・理由の一部修正（住基#167）

11.1. エラー・アラート項目

→エラーの追加

- ・異動事由の誤入力を防ぐエラー（住基#828）
- ・異動の取消（増）における異動日の誤入力等を防ぐエラー（住基#861）
- ・前後関係のある日付の誤りを防ぐエラーの追加（住基#822）

第4章 様式・帳票要件

→標準オプション機能として、「支援措置の申出書転送に係る鑑文」の追加（住基#191）

→諸元表・標準様式・帳票共通項目の修正

- ・諸元表上の省略に係る記載に重複が見られるため削除（住基#715）
- ・自治体名型を「郡名」を含む形に変更（住基#197）
- ・日付型に対して不詳日を許容する旨の追加（住基#621）

印鑑登録システムに準じて修正予定の項目

第3章 機能要件

1.1.6. 年月日の管理

→不詳日入力一覧の追加（印鑑#75）

4. 継続検討事項

- 下記事項については引き続き検討を進めてまいります。

継続検討事項		状況と今後の方向性
1	「氏名の読み仮名」法制度化に伴う対応	・ 現在、法務省において、戸籍における「氏名の読み仮名」の法制化について検討が進められている。その検討を踏まえ、フリガナに係る記載については、修正を行う予定。
2	標準準拠システムにおける文字の方針への対応	・ 現在、デジタル庁及び法務省において、標準準拠システムにおける文字の扱いについて検討が進められている。その検討を踏まえ、文字に係る記載や外字を想定した機能については、修正を行う予定。